

令和 8 年度真室川町まちなかにぎわい創出事業費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、町民団体等が自ら継続的に企画し実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、町の活性化とにぎわい創出につなげることを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の対象となる団体は、次のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 町内に住所を有する者又は町内に勤務若しくは通学している者が主な構成員となっている団体
- (2) 町内を活動拠点又は活動範囲に含む団体
- (3) 政治活動及び宗教活動を行うことを目的としない団体
- (4) 暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者の影響下でない団体

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者が自ら企画し、町内の都市計画区域内で行い、次のいずれにも該当する多様な者が参加できる公益的な事業とする。ただし、法令及び公序良俗に反するおそれのある事業、政治・宗教活動を目的とする事業、暴力団又はその利益になるおそれのある事業、特定の個人又は団体等の営利のみを目的とする事業、町の他の補助金又は助成金の対象となっている事業は除く。

- (1) 町の PR に資する事業
- (2) 町の活性化やにぎわい創出に資する事業

(補助対象事業期間)

第 4 条 補助金の対象となる事業期間は、補助金交付決定の日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間とする。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 団体等の恒常的な運営に関する経費
- (2) パソコン等の汎用性が高い機器類の備品購入費及びリース等が可能な物品の備品購入費
- (3) 飲食のみを目的とする経費
- (4) その他町長が適切でないと認める経費

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費から寄附金その他の収入を控除した額に補助率を乗じた額とし、予算の範囲内とする。

2 前項の補助率及び補助限度額は別表のとおりとし、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 同一団体に対する補助は、同一年度で 1 回限りとする。

(申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする団体は、町長が別に定める日までに補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第 2 号)

(2) 収支予算書(様式第 3 号)

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第 8 条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、これを審査の上、補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付決定(却下)通知書(様式第 4 号)により通知するものとする。

(補助金の概算払)

第 9 条 補助金の交付決定を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)は、補助金の概算払を請求することができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払申請書(様式第 5 号)を提出しなければならない。

3 町長は、前項に規定する請求を受けた場合は、その内容を審査し、概算払をすることが適当であると認めたときは、補助金等概算払決定通知書(様式第 6 号)により交付決定団体に通知し、補助金等交付決定額の範囲内において補助金等を交付する。

(補助事業の変更及び中止)

第 10 条 交付決定団体は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合(軽微な変更(補助対象経費の 2 割以内の増減)を除く。)又は補助事業を中止しようとする場合は、事業変更等申請書(様式第 7 号)により町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する事業変更等申請書が提出されたときは、その内容を審査し、事業変更等承認(却下)通知書(様式第 8 号)により、交付決定団体に通知するものとする。

(実績報告)

第 11 条 交付決定団体は、事業完了の日から 30 日を経過する日又は令和 9 年 4

月 20 日までのいずれか早い日までに補助金実績報告書(様式第 9 号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第 2 号)
- (2) 収支決算書(様式第 3 号)
- (3) その他町長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第 12 条 町長は、前条の実績報告を審査し、交付すべき補助金の額を確定したときは、交付決定団体に交付額確定通知書(様式第 10 号)により通知するものとする。ただし、第 8 条に規定する交付決定額と同額の場合はこれを省略することができる。

(補助金の取り消し)

第 13 条 町長は、交付決定団体がこの要綱に違反した場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、前条に規定する補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 町長は、補助金を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときはその返還を命ずるものとする。

2 町長は、第 12 条に規定する補助金の額の確定があつた後において、既にその額を超える補助金を交付しているときはその返還を命ずるものとする。

(帳簿の整備)

第 15 条 交付決定団体は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を、事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第 6 条関係）

区 分		補助率	補助上限額
ホップ枠	申請する補助事業の活動実績が 3 年未満の事業	10/10	20 万円
ステップ枠	申請する補助事業の活動実績が 3 年以上の事業	10/10	30 万円
ジャンプ枠	申請する補助事業の活動実績が 3 年以上の事業で、連続して複数日開催する事業	10/10	50 万円
加算措置	次のいずれかに該当する場合には、上記の枠ごとに規定する補助上限額に加算を行う。 (1) 交付決定団体の構成員に町内在住又は町出身の 15 歳以上(ただし、中学生を除く。)39 歳までの者を 2 名以上含んでいる事業 (2) 町内商店街や町内事業者等と連携して取り組む事業 (3) 町内小中学校等と連携して取り組む事業 (4) 伝統・文化の継承に取り組む事業		10 万円